

山梨県公報

第二千三百六十五号

平成二十五年

十月三十一日

木曜日

目次

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………六九七
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………七〇一
- 休猟区の指定……………七〇四
- 道路の区域変更(六件)……………七〇七
- 道路の供用開始(四件)……………七〇九
- 平成二十五年山梨県住生活総合調査の実施……………七〇九

公告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七一〇
- 争議行為予告通知の受理……………七一二
- 国土調査の成果の認証……………七一三
- 換地処分の実施……………七一四
- 開発行為に関する工事の完了について……………七一四

告示

山梨県告示第三百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事

横内 正 明

一 鳥獣保護区の名称

信玄堤鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

甲斐市竜王市内の国道二十号と高岩頭首工(竜王用水取水堰)管理用道路との接点を起点とし、同所から同国道を南進し甲斐市道西山新町線との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道三社神社宮ノ前新道線との接点に至り、同所から同市

道を南進し竜王用水高岩沈砂池との接点(みゆき橋)に至り、同所から同沈砂池を南進し同用水一番堰と二番堰との分岐点に至り、同所から同用水二番堰を南進し同用水二番堰と三番堰との分岐点に至り、同所から同用水三番堰を南進し甲斐市道上八幡美元橋線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道百十六号(臼井阿原竜王線)との交点に至り、同所から西に直進し釜無川を渡り同川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北進し南アルプス市上高砂・同市下高砂境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み釜無川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を北進し高岩頭首工の延長線との接点に至り、同所から同線を東進し高岩頭首工との接点に至り、同所から同頭首工を東進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

百三十二ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

四百数十年の歴史を持つ信玄堤の周辺には、当時植えられたケヤキ及びエノキの大木が林立しており、釜無川左岸約三キロメートルは森林公園及びスポーツ公園が整備されソメイヨシノ、イロハカエデ、サツキ、オオムラサキツツジ等の植栽もなされており、地域住民の憩いの場として広く親しまれている。

当該区域には、シジュウカラ、ホオジロ、カワラヒワ、キジバト等の里山の鳥類が生息し、また、ケヤキの大木ではアオバズク等のフクロウ類の繁殖も確認されており、鳥類の良好なねぐら、越冬地にもなっており、また、釜無川河川敷には、イソシギ、タカブシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、カルガモ、マガモ等のカモ類も生息している。

哺乳類については、個体数は少ないもののキツネ、イタチ等の生息が確認されている。当該区域は河川、河川敷、ケヤキの大木の林等、各種の異なった特色ある環境が一体となり特に鳥類にとって良好な生息環境を形成している。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

- な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

二一 鳥獣保護区の名称

白須鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

北杜市白州町地内の釜無川と神宮川との合流点を起点とし、同所から神宮川を西進し市宮林道雨乞・尾白川線との交点(神宮大橋)に至り、同所から同林道を北東に進み松山沢川との交点に至り、同所から同川を南東及び北東に進み釜無川右岸との合流点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

二百九十ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の中心に位置するサントリー白州蒸留所は、古くからバードサンクチュアリーとして野鳥保護活動に取り組んでおり、敷地内には野鳥の採餌木の植栽がなされ、巣箱、給餌台、水場等が設置される等鳥類の生息に適した環境づくりが進められている。

敷地内のアカマツ、クスギ及びコナラの広大な自然林では、シジユウカラ、ヤマガラ、メジロ、エナガ等の鳥類の他に、特にコゲラ、アカゲラ等の樹林地を好むキツツキ類が多く生息している。

哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリス、アカネズミ、ヒメネズミ等の生息が確認されている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、サントリー白州蒸留所の野鳥保護活動を支援し、それにより野鳥と身近に触れ合える環境の整備を促進するとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 野鳥保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

- な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

三一 鳥獣保護区の名称

県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

北杜市高根町念場原地内の市道朝日ヶ丘中線と市道朝日ヶ丘上線との接点を起点とし、同所から同市道を北進し市道下念場朝日ヶ丘線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道清泉寮線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み小深沢川との合流点に至り、同所から同川を南東に進み国道百四十一号との接点(清里大橋)に至り、同所から同国道を約二百五十メートル南進し農道高根清里二十八号線との接点に至り、同所から同農道を西進し市道朝日ヶ丘東線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道朝日ヶ丘中線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

八十八ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

八ヶ岳の南麓の標高千二百メートルに位置する県立八ヶ岳少年自然の家は、青少年の野外活動の拠点として整備され、環境教育の一環として巣箱の設置等が進められている。

南北八百メートル、東西二百メートルの広大な敷地内にはマツムシソウ、ワレモコウ等の草花が生育する草原や、アカマツ、ミズナラ、シラカバ、リョウブ、ノリウツギ等からなる森林があり、また、イワナが生息する小川も流れている。

鳥類では、森林ではアカハラ、キビタキ等、草原ではノビタキ、ホオジロ等の亜高山帯の野鳥が多く生息し、ミソサザイ、キセキレイ等の溪流を好む種も確認されており、また、哺乳類では、キツネ、テン、ホンドリス、アカネズミ、ヒメネズミ、また、天然記念物のヤマネ等が生息しているなど多様な生物相が良好に

保たれている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣を含めた良好な環境の保護を図るとともに県立八ヶ岳少年自然の家が行う環境教育活動を支援し、それにより愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

四 1 鳥獣保護区の名称

社会福祉村鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南アルプス市有野地内の県道二十号（甲斐芦安線）と南アルプス市道源六十号線との接点（塩沢入口交差点）を起点とし、同所から同市道を西進し御勅使川との交点（南甘利山橋）を経て南アルプス市道白根二十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み塩沢川との交点（桃源峡橋）を経て市道旭七十一号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み市道旭七十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道旭二十五号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み市道旭町上条南割・同市大草町下条西割境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し御勅使川を渡り南アルプス市・市境境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し南アルプス市有野・同市六科境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し山梨県立梨の実寮敷地東南端付近で同境界線と水路との交点に至り、同所から同水路を西進し南アルプス市道白根十一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し南アルプス市道白根三十三号線との接点に至り、同所から同市道を西、北及び西に進み県道二十号（甲斐芦安線）との接点（芦安入口交差点）に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

百九十一・六ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域の植生は、御勅使川の河川敷にはヨシ群落、タチヤナギ、イヌコリヤナギ等のヤナギ群落、その外側には保安林であるアカマツ林が広がり、アカマツ林には部分的にコナラ等の広葉樹も混生し、その周辺には果樹園及び畑地が広がっている。

当該区域の鳥獣の生息状況は、鳥類は、御勅使川が急流なためカモ、シギ類といった水鳥の生息数は少ないが、アカマツ林及び畑地を中心にホオジロ、シジュウカラ及びメジロといった里山の鳥類が多く生息し、冬季にはカシラダカ、ベニマシコ等の姿も見受けられ、さらにこのような小型鳥類を狙う猛禽類であるツミの繁殖も記録されている等四季を通じて豊かな鳥類相を示し、獣類では、里山環境を好むキツネ、タヌキ、イタチ等の哺乳類の生息が確認されている。

また、当該区域内の社会福祉村には、県立あけぼの支援学校を始めとする医療福祉施設が設置されており敷地内には多くの緑が残されている。同支援学校では、校庭に給餌施設を設置し、野鳥との触れ合いや観察等を実施するとともにビデオの放映等による野鳥愛護思想の高揚を図る活動を実施しており、第十一次鳥獣保護事業計画においても愛鳥モデル校の指定を受けている。社会福祉村の西（南アルプス市塩前）にはホースセラピー施設が設置されており、馬との触れ合いによる治療法が実施されている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

五 1 鳥獣保護区の名称

積翠寺鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

甲府市上積翠寺町地内の県道三十一号（甲府山梨線）と甲府市・山梨市境界線と

の交点(太良ヶ峠)を起点とし、同所から同境界線を東、南西及び南東に進み甲府市・笛吹市境界線との接点に至り、同所から同境界線を西、南西及び南東に進み甲府市善光寺町と同市横根町の尾根上の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国有林甲府事業区と民有林の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、北及び西に進み甲府市道鍛冶小路線に至る径路との交点に至り、同所から同径路を北進し同市道との接点に至り、同所から同市道を北進し甲府市道日陰北線との接点に至り、同所から同市道を北進し県道三十一号(甲府山梨線)との接点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る一団地

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積
九百二十九・四ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、甲府市の北部標高五百メートルの市街地周辺地域から、標高千二百メートルにわたる面積九百二十九・四ヘクタールの広大な区域であり、中心部には温泉地がある。

当該区域には、クスギ、コナラ、イロハカエデ等の広葉樹の自然林やスギ、ヒノキが植林されており、また、市街地周辺部の低標高地域では、鳥類ではヒヨドリ、ムクドリ、キジバト、コジュケイ等、哺乳類ではタヌキ、キツネ等の里山の鳥獣が生息し、高標高地域では、アカハラ、カッコウ、センダイムシクイ等の亜高山帯の野鳥が出現する。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

六1 鳥獣保護区の名称
黒桂河内鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域
南巨摩郡早川町新倉地内の早川右岸と県営林道広河原線との交点を起点とし、同所から同川右岸を南進し新倉トンネル南詰から西に直進した線との接点に至り、同所から同線を西に直進し四百メートルの地点(標高八百五十メートル地点)で尾根との接点に至り、同所から北西に直進し東京電力水位観測所に至り、同観測所から北に直進し県営林道広河原線との接点に至り、同所から同林道を北東及び北に進み起点に至る一団地

- 3 鳥獣保護区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積
六十六ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、南巨摩郡早川町の中心部の標高五百メートルから八百五十メートル付近に位置し、中心に早川支流である黒桂河内川が流れる地域である。また、中心部に「南アルプス邑野鳥公園」が町により設置され、野鳥観察舎、自然観察路、人工池等が整備されており、年間を通じ多くのバードウォッチャーに親しまれている。

当該区域の植生は、コナラ及びアカマツが優占し、一部がスギの植林地となっている。
また、生息する野生動物は、獣類では大型哺乳類のニホンジカ及びイノシシをはじめ、中型哺乳類のキツネ、ノウサギ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、ヒメネズミ等が確認され、鳥類ではシジュウカラ等の里山の種から、オオルリ、キビタキ等の亜高山帯の種が生息し、また、中心を流れる川辺を中心にヤマセミ、カワセミ等、人工池ではオシドリ等の水鳥が確認されるなど、非常に豊かな生息環境を保っている。

以上のような区域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図り、もって愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

七 1 鳥獣保護区の名称

篠井山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

県有林三—I林班い6及びろ1小班、第四林班に4及びに5小班並びに第六林班い2小班

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

七十七ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

篠井山(標高千三百九十四メートル)の山体は、フォッサマグナの堆積が先新世以降に隆起したもので安山岩質火山砕屑岩類からなり、気候も太平洋からの影響を受けるため温暖で、山頂まで暖地性植物のヒメシヤラ、ツルグミ、ヤマグルマ等が見られる。

山頂付近には、ブナ、ミズナラ、ナツツバキ及びコミネカエデをはじめとするカエデ類が多く、ブナの大木の間にはアスナロ、チョウセンゴヨウ、ゴヨウツツジ、フジザクラ等の植物が広く分布している。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、ホンドリタヌキ及びノウサギ、また、小型哺乳類ではニホンリスのほか希少なトガリネズミ、ヒミズ等が確認され、鳥類では、大型猛禽類のオオタカ及びサシバをはじめ、クロツグミ、メボソムシクイ等の亜高山帯に生息するものからホオジロ、カワラヒワ等の里山に住むもので多様な鳥獣の生息が確認されている。

以上のことから県では、昭和四十八年に山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)に基づく自然保存地区として当該区域を指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域」に指定されている。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (2) 当該区域の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- (3) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然との触れ合いの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第三百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 特定猟具使用禁止区域の名称

一 帯那山高原特定猟具使用禁止区域

二 特定猟具使用禁止区域の区域

甲府市上帯那町地内の甲府市常帯那高原牧場敷地境界線により囲まれた一団地

三 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 特定猟具の種類

銃器

五 面積

十三・六ヘクタール

二 特定猟具使用禁止区域の名称

一 平岡平特定猟具使用禁止区域

二 特定猟具使用禁止区域の区域

<p>南アルプス市塩前地内の南アルプス市道白根二十二号線と南アルプス市・韮崎市境界線との接点を起点とし、同所から同市道を南西に進み塩沢川に架かる桃源峡橋を経て南アルプス市営林道塩沢線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み塩沢川に架かる細川橋を経て苗敷山直下に源を発する沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み南アルプス市・韮崎市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び東に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 七十七・三ヘクタール</p> <p>三1 特定猟具使用禁止区域の名称 長坂沢沢特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市長坂町沢沢地内の県道十七号（茅野北杜韮崎線（七里岩ライン））と北杜市道富岡南新居線との接点を起点とし、同所から同県道を北進し北杜市道日野春小下塚川公民館線との接点に至り、同所から同市道を東進し鳩川との交点（鍛冶屋森橋）に至り、同所から同川を南進し北杜市道北農下逸見原線との交点（逸見原橋）に至り、同所から同市道を南及び南西に進み北杜市道富岡南新居線との接点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 六十ヘクタール</p> <p>四1 特定猟具使用禁止区域の名称 長沢・東井出特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市高根町長沢地内の国道百四十一号と県道六百八号（長沢・小淵沢線）との接点を起点とし、同所から同県道を南西に進み北杜市道北小学校玉山線との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道旭ヶ丘住宅線との接点に至り、同所から同市道を東進し北杜市道原長沢上手原御別当線との接点に至り、同所から同市道を北</p>	<p>進し北杜市道玉山南線に至る車道との接点に至り、同所から東に直進し川俣川との接点に至り、同所から同川を南進し国道百四十一号との交点（月の木上橋）に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 九十四ヘクタール</p> <p>五1 特定猟具使用禁止区域の名称 鳥原特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市白州町鳥原地内の国道二十号と松山沢川との交点を起点とし、同所から同川を南西に進み市道鳥原松原線との接点に至り、同所から同市道を南東及び北東に進み市道荒田鳥原線との接点に至り、同所から同市道を北及び北東に進み農道白州鳥原六号線との接点に至り、同所から同農道を北進し農道白州鳥原十六号線との接点に至り、同所から同農道を北進し山道との接点に至り、同所から同山道を北西に約三百メートル進み小道との接点に至り、同所から同小道を東進し車道との接点に至り、同所から同車道を北及び東に進み高圧線との交点に至り、同所から同高圧線を北西に進み流川との交点に至り、同所から同川を東進し国道二十号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 九十七・三ヘクタール</p> <p>六1 特定猟具使用禁止区域の名称 金川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市一宮町市之蔵地内の金川に架かる市之蔵橋南詰を起点とし、同所から県道三十四号（白井甲州線）を南西に進み同川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点を結んだ線を南側に百メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北西に進み笛吹市道二―三十九号線（市之蔵国分八幡橋線）との接点に至り、同所から同市</p>
---	---

道を南西に進み金川左岸のサイクリングロードの外側境界線を南側に百メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北西及び南西に進み県道三百二号（石和温泉停車場線）との接点に至り、同所から同県道を北進し笛吹川左岸との接点に至り、同所から同川左岸を北東及び北西に進み金川右岸のサイクリングロードの外側境界線を北側に百メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北東及び南東に進み笛吹市道二一三十九号線（市之蔵国分八幡橋線）との接点に至り、同所から同市道を南西に進み金川の右岸堤防と左岸堤防の中間地点を結んだ線を北側に百メートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を南東に進み県道三十四号（白井甲州線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百九十五ヘクタール

七1 特定猟具使用禁止区域の名称

笛吹川岩手特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

甲州市塩山三日市場地内の貴明橋東詰を起点とし、同所から笛吹川左岸堤防を南西に進み岩手橋東詰を経て県道三百三三号（市之蔵山梨線）との交点（八幡橋東詰）に至り、同所から同県道（八幡橋）を北西に進み笛吹川右岸堤防との交点（八幡橋西詰）に至り、同所から同堤防に沿って南西に進み同堤防の突端に至り、同所から南西に進み兄川、弟川及び笛吹川の合流点を経て県道二百五号（三日市場南線）との接点（亀甲橋西詰）に至り、同所から同県道を北進し国道百四十号との接点（兄川橋北詰）に至り、同所から同国道を北東に進み岩手橋西詰を経て私道との交点（貴明橋西詰）に至り、同所から同橋を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

八十八・九ヘクタール

八1 特定猟具使用禁止区域の名称

大平特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

都留市・大月市境界線上にある高畑山三角点（標高九百八十一・九メートル）を起点とし、同所から同境界線を東進し都留市・大月市・上野原市境界点に至り、同所から都留市・上野原市境界線を南進し高岩に至り、同所から尾根を南進し東京電力株式会社都留線送電線との交点に至り、同所から同送電線を西進し同送電線第四号鉄塔に至り、同所から尾根を北西に進み大平川との接点に至り、同所から同川を西進しザレの沢との接点に至り、同所から同沢を北東に進み都留市道大平線との交点（ザレの橋）に至り、同所から同市道を西進し都留市営林道鈴懸峠線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み都留市・大月市境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百ヘクタール

九1 特定猟具使用禁止区域の名称

羽根子特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

都留市小形山地内の都留市道川茂堀ノ内線と都留市営林道大柵線との接点を起点とし、同所から同市道を南西及び東に進み都留市道横吹線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み都留市道新羽根子線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み桂川との交点に至り、同所から同川を西に進み羽根子川との交点に至り、同所から同川を北進し羽根子沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み中の久保（標高六百九十メートル）に至り、同所から尾根を北進し都留市・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み高川山三角点（標高九百七十五・七メートル）に至り、同所から尾根を南東に進み都留市営林道大柵線との接点に至り、同所から同林道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百八十二ヘクタール
11 特定猟具使用禁止区域の名称
勝山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

南都留郡富士河口湖町船津地内の富士河口湖町道〇一〇二号線と富士河口湖町道
〇一〇三号線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し富士河口湖町道四二二
三号線との接点に至り、同所から同町道を南進し富士河口湖町道六五〇一号线との
接点に至り、同所から同町道を南進し富士河口湖町道東海自然歩道線との接点に至
り、同所から同町道を西進し富士河口湖町道〇二五五号線との接点に至り、同所か
ら同町道を南進し南都留郡富士河口湖町・南都留郡鳴沢村境界線との接点に至り、
同所から同境界線を北進し国道百三十九号との交点に至り、同所から同国道を南西
に進み県道七百十四号（鳴沢富士河口湖線）との接点に至り、同所から同県道を北
東及び東に進み富士河口湖町道〇一〇一号线との交点に至り、同所から同町道を南
進し富士河口湖町道〇一〇二号线との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に
至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

三百二十ヘクタール

山梨県告示第三百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条
第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定に
より、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニ
ホンジカ及びイノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定し
た。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

1 休猟区の名称

白根休猟区

2 休猟区の区域

南アルプス市塩前地内の南アルプス市・葎崎市境界線と南アルプス市道白根二十

二号線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み塩沢川に架かる桃源峡橋
を経て南アルプス市道源六十号線との接点に至り、同所から同市道を東及び南東に
進み御勅使川に架かる南甘利山橋を経て県道二十号（甲斐芦安線）との接点（塩沢
入口交差点）に至り、同所から同県道を南西に進み御勅使川に架かる日入倉橋を経
て南アルプス市須沢・同市芦安芦倉境界線との接点に至り、同所から同境界線を北
西に進み南アルプス市・葎崎市境界線との接点（千頭星山三角点（標高二千三百三
八・五メートル））に至り、同所から同境界線を北、東及び南東に進み起点に至る
一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千五百六十一ヘクタール

2-1 休猟区の名称

明野休猟区

2 休猟区の区域

北杜市・葎崎市境界線と北杜市営林道正楽寺・三之蔵線との接点を起点とし、同
所から同林道を北東に進み北杜市道三百二十六号線との接点に至り、同所から同市
道を東進し茅ヶ岳岳域農道幹線一号との接点に至り、同所から同農道を北西及び北
に進み北杜市明野町浅尾・同市須玉町江草境界線との交点に至り、同所から同境界
線を東及び南東に進み北杜市・葎崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を
南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千十ヘクタール

3-1 休猟区の名称

高根休猟区

2 休猟区の区域

北杜市高根町五町田地内の県道三十二号（長坂高根線）と北杜市高根町・同市長
坂町境界線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し国道百四十一号（旧道）
との接点（箕輪交差点）に至り、同所から同国道を南進し北杜市須玉町・同市高根
町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み県道二十八号（北杜八ヶ
岳公園線）との交点に至り、同所から同県道を西進し市道下黒沢打越中線との接点
に至り、同所から同市道を西進し市道下黒沢打越下線との接点に至り、同所から同

市道を西進し市道下黒沢打越中線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道打越和田線との接点に至り、同所から同市道（新道）を南西に進み市道競馬原下黒沢線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み北杜市高根町・同市長坂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十八ヘクタール

四1 休猟区の名称

石空川左岸休猟区

2 休猟区の区域

北杜市武川町柳沢地内の大武川と石空川との合流点を起点とし、同所から石空川を南及び南西に進み石空川北沢と同南沢との合流点に至り、同所から尾根を北西に進み三角点（標高千八百九十七・七メートル）に至り、同所から一ノ沢を北西に進み大武川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千四ヘクタール

五1 休猟区の名称

落合休猟区

2 休猟区の区域

甲州市塩山一之瀬高橋地内の市道一之瀬高橋七号線と市道一之瀬高橋六号線との接点を起点とし、同所から同市道を南東に進み国道四百十一号との接点に至り、同所から同国道を南西及び南に進み三窪高原に至る山道との接点（柳沢峠）に至り、同所から同山道を南西に進み三窪高原に至り、同所から倉掛山に至る山道を北に進み倉掛山三角点（標高千七百七十六・七メートル）に至り、同所から山道を北、東及び南東に進み市道一之瀬高橋七号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千二百五十三ヘクタール

六1 休猟区の名称

一宮休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市一宮町市之蔵地内の金川右岸と県道三十四号（白井甲州線）との交点（市之蔵橋北詰）を起点とし、同所から同県道を北東に進み笛吹市道一宮三一二百十七号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県営林道京戸岩崎山線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み笛吹市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南に進み大月市・笛吹市一宮町・同市御坂町・甲州市境界点（カヤノキビラノ頭（標高千四百四十一メートル））に至り、同所から笛吹市一宮町・同市御坂町境界線を西に進み京戸山（標高千四百三十九メートル）、ナットウ箱山（標高千四百十二・五メートル）、達沢山（標高千三百五十八メートル）及び旭山（標高八百四十二メートル）を経て金川右岸との接点（若宮橋北詰）に至り、同所から同川右岸を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千三百ヘクタール

七1 休猟区の名称

境川休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市境川町寺尾地内の国道三百五十八号と県道三百八号（鶯宿上曾根線）との接点（間門）を起点とし、同所から同県道を南東に進み市道境川十号線（金川曾根広域農道）との接点に至り、同所から同市道を北東に進み笛吹市境川町・同市八代町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み笛吹市境川町・同市八代町・同市芦川町境界点（春日沢ノ頭（標高千二百三十五・一メートル））に至り、同所から笛吹市境川町・同市芦川町境界線を南西に進み黒坂峠及び鶯宿峠を経て甲府市・笛吹市境界線との接点（滝戸山（標高千二百二十・八メートル））に至り、同所から甲府市・笛吹市境界線を北西に進み貉山（標高九百八十一・二メートル）を経て国道三百五十八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千四百三十八ヘクタール

八1 休猟区の名称

2 黒桂河内休猟区

2 休猟区の区域
南巨摩郡早川町新倉地内の早川右岸と県営林道広河原線との交点（新倉橋）を起点とし、同所から同林道を南及び南西に進み黒桂河内川との接点（東京電力水位観測所）に至り、同川を北西及び西に進み山梨県・静岡県境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び北に進み町道広河原・転付峠線との接点（伝付峠）に至り、同所から同町道を南東に進み内河内川との交点に至り、同所から同川を南東及び東に進み早川との合流点に至り、同所から同川右岸を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千九百十五・九ヘクタール

九1 休猟区の名称

福士川休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡南部町福士地内の国道五十二号と南部町道町屋切久保線との接点を起点とし、同所から同国道を東及び南東に進み県道十号（富士川身延線）との交点に至り、同所から同県道を南西及び南に進み県道八百一十号（日向宿線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み町営林道大峠線との接点に至り、同所から同林道を北進し県道八百一十号（高瀬福士線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み県道八百二号（大向福士線）との接点（石合橋）に至り、同所から同県道を西進し町道徳間上村線との接点に至り、同町道を北西に進み町道上徳間線に至り、同所から同町道を北西に進み町営林道上徳間線との接点に至り、同所から同林道を北西及び北東に進み東海自然歩道との交点に至り、同所から同歩道を北進し町道坂本鯨野線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み町道天王御堂線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み県道八百一十号（高瀬福士線）との接点に至り、同所から同県道を北東に進み町道町屋切久保線との接点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千五百二十九・三ヘクタール

十1 休猟区の名称

上野原休猟区

2 休猟区の区域

上野原市上野原地内の国道二十号と県道三十号（大月上野原線）との接点（鶴川入口）を起点とし、同所から同県道を北及び北西に進み上野原市道八米鏡渡橋線との接点に至り、同所から同町道を北進し県道三十三号（上野原あきる野線）との接点に至り、同所から同県道を北西及び北東に進み山梨県・東京都境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み浅間峠及び熊倉山（標高九百六十六メートル）を経て三国峠に至り、同所から山梨県・神奈川県境界線を南西及び南東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

千六百ヘクタール

十一1 休猟区の名称

鹿留休猟区

2 休猟区の区域

富士吉田市・南都留郡西桂町境界線と国道百三十九号との接点を起点とし、同所から同国道を東進し県道七百十三号（大野夏狩線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み県営林道鹿留線との接点（大野橋西詰）に至り、同所から同林道を南、東及び西に進み都留市・南都留郡忍野村境界線との接点（二十曲峠）に至り、同所から同境界線を北西に進み杓子山三角点（標高千五百九十七・六メートル）に至り、同所から都留市・富士吉田市境界線を北西に進み富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

二千三百二十五ヘクタール

十二1 休猟区の名称

明見休猟区

2 休猟区の区域

富士吉田市下吉田地内の中央自動車道富士吉田線と東京電力株式会社天竜南線送電線との交点を基点とし、同所から同自動車道を北東に進み富士吉田市・南都留郡西桂町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南及び東に進み富士吉田市・都留市・南都留郡西桂町境界点に至り、同所から富士吉田市・都留市境界線を南進し杓子山三角点（標高千五百九十七・六メートル）に至り、同所から富士吉田市・南

都留郡忍野村境界線を南西に進み東京電力株式会社天竜南線送電線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

三百五十ヘクタール

十三 1 休猟区の名称

忍野休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡忍野村忍草地内の鳥居地峠と富士吉田市・南都留郡忍野村境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み杓子山三角点（標高千五百九十七・六メートル）に至り、同所から都留市・南都留郡忍野村境界線を南東に進み立ノ塚峠に至り、同所から忍野村水呑地区に至る登山道を南西に進み村道水呑線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み子ノ神川管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を西進し金山橋との交点に至り、同所から子ノ神川右岸を西進し農免農道幹線一号线との交点に至り、同所から同農道を西進し村道鶴ヶ池線との交点に至り、同所から同村道を北進し村営林道明見忍野線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

4 面積

五百三十五ヘクタール

山梨県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先から
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		一六・〇〇、 四〇・〇	一五五・〇
一五・〇〇、 四〇・〇	一五五・〇		
一六・〇〇、 四〇・〇	一五五・〇		

山梨県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃代常葉線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	
		一〇・四、 三〇・五	一〇・七、 三一・一	三六・〇
		一〇・四、 三〇・五	一〇・七、 三一・一	三六・〇

山梨県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高下鯉沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡富士川町高下字北畑九五〇番の一〇地先から 南巨摩郡富士川町小室字小田沢一三三三番の二地先まで	四・八	七・九	二七・五	八二六・〇
	二七・五	三〇・〇		

山梨県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町中ノ倉字滝脇一五二三番の二地先から 南巨摩郡身延町中ノ倉字川平官有無番地先まで	七・八	七・八	一四八・八	一六七二・〇
	一四八・八	一四八・八		

山梨県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市一宮町田中字大町一五七五番の一地从先から 笛吹市石和町川中島字東道永町一一六八番の一地从先まで	一〇・〇	一一・七	二二・七	五六五・〇
	二二・七	二八・二		

山梨県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 藤笠石和線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市八代町増利字東鎌田二〇〇番の七地从先から	一九・三	一九・三	六・七	一九〇・五

笛吹市八代町増利字反田一二五番の一地先 まで	新	二三・八 七・四	一九〇・五
---------------------------	---	-------------	-------

山梨県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先まで	一三三・〇	平成二十五年十月三十一日

山梨県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町大字中山字前田 一一五番の一地先から 南巨摩郡身延町大字中山字前田 一一三番の一地先まで	一一八・〇	平成二十五年十月三十一日

山梨県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市八代町増利字崩山一九五五番地先から 笛吹市八代町竹居字大口山五七三九番の一地先まで	一三八・三	平成二十五年十月三十一日

山梨県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市小瀬町字北屋敷官有無番地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三三四番の七地先まで	一八・〇	平成二十五年十月三十一日

山梨県告示第三百五十六号

平成二十五年山梨県住生活総合調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の名称

平成二十五年山梨県住生活総合調査

二 調査の目的

この調査は、居住環境を含めた住生活全般に関する実態及び居住者の意向、満足度等を総合的に調査し、今後の住宅施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項

- 1 住宅及び居住環境の評価に関する事項
 - 2 最近の住み替え・改善に関する事項
 - 3 今後の住み替え・改善に関する事項
 - 4 現住居以外の住宅に関する事項
 - 5 子育ての環境等に関する事項
 - 6 要介護認定に関する事項
 - 7 世帯の住居費等に関する事項
- 四 基準となる期日
平成二十五年十二月一日
- 五 報告を求める者
- 1 調査地域
山梨県全域
 - 2 調査対象
総務省統計局が実施する平成二十五年住宅・土地統計調査における調査対象と同一の対象から無作為に抽出した四千の普通世帯
 - 六 報告を求めるとに用いる方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が調査対象となる普通世帯に訪問して行う。
 - 七 報告を求める期間
平成二十五年十二月一日から同月十五日まで

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町落居字天神林六八五	芦澤輝久
西八代郡市川三郷町落居字天神林六八三、六八六、六九三、六九七、六九八、七一〇、七一五、七二七、七二一から七二四まで	芦澤喜博
西八代郡市川三郷町楠甫字原八八五	依田準策
西八代郡市川三郷町楠甫字原八八六の一	依田通雄
西八代郡市川三郷町楠甫字宮ノ前四六九	光全院
西八代郡市川三郷町岩間字日向山五四三〇	佐野正武
西八代郡市川三郷町宮原字庫府澤二四四四の一、二四四四の四	石川常太郎
西八代郡市川三郷町落居字長シ戸三四四三、三四五〇、三四五三	丹沢通子
西八代郡市川三郷町落居字北澤三一〇の一、三二〇の一の三	丹沢源造
西八代郡市川三郷町落居字北澤三一二一、三二二三	丹澤秀人
西八代郡市川三郷町落居字高平三二九八	丹澤貞作
西八代郡市川三郷町宮原字八幡澤二四五六	都築邦太郎

西八代郡市川三郷町落居字割平四一七九	望月ユワエ
西八代郡市川三郷町落居字割平四一六六	望月光重
西八代郡市川三郷町落居字宮ノ下四〇三三の一から四〇三三の三まで、四〇四〇	望月秀晴
西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五三四、字大平一五三三の一、一五三三の二	望月昭二、望月忠

西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五二五、一五三七の一、一五三七の二、一五三八の一、一五三八の二、字源氏曾利一五六六、一五八四、一五九〇、一五九一、字御判林一五七七、一五八一、一五八七、字上野一六〇八から一六一〇まで、字大平一五二九、一五五二、一五五四の一、一五五四の二、一五五九、一五六〇、一五六一の一、一五六一の二、一五六二の一、一五六二の二、一五六七から一五七二まで、一五七四、一五七八から一五八〇まで、一五八三	望月昭二
西八代郡市川三郷町楠甫字北小山三八八	望月勇吉
西八代郡市川三郷町落居字網倉沢四四二二	望月萬吉
西八代郡市川三郷町落居字天神林七〇一、七〇四	北澤恵
西八代郡市川三郷町鴨狩津向字音無一五三六	鈴木昭二郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年九月二十六日山梨県告示第三百号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町市川大門字大畑六七五六	山口由美子、山口圭子
西八代郡市川三郷町黒沢字北澤五七九〇の一	丸山巖
西八代郡市川三郷町黒沢字居平五八二二	丸山福子
西八代郡市川三郷町山保字入道七六九八、七七二〇	桐林俊子
西八代郡市川三郷町山保字海尻三二八七	赤池よ志子
西八代郡市川三郷町黒沢字川鳥五五三三の一	前嶋弥一
西八代郡市川三郷町山保字和手五四九〇の一	相川省五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年九月二十六日山梨県告示第三百一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡南部町富士字切久保二五二六七（次の図に示す部分に限る。）	久保田菊治郎、望月幸治郎
南巨摩郡南部町万沢字増野坂五三七の一、五三八の一	遠藤馨
南巨摩郡南部町万沢字増野坂五三八の二	遠藤定雄
南巨摩郡南部町楮根字雨東道四五〇	佐野敏
南巨摩郡南部町富士字池ノ山二六三三三	若林栄蔵

南巨摩郡南部町富士字池ノ山二〇一四の五（次の図に示す部分に限る。）
仲亀儀一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年九月二十六日山梨県告示第三百二号

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十五年十月二十三日付けで通知があった。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。

3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時

間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十五年十一月七日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千歳五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすず

かけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼぼ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の一 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ

ンター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

と

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部を取り巻く地域並びに病院、診

療所及び介護事業所の全部又は一部の構内。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置する。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

南部町

二 調査を行った時期

平成二十三年四月十四日から平成二十四年三月三十一日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

南部町万沢の一部

五 認証年月日

平成二十五年十月二十三日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業身延地区（和田工区）の換地処分を平成二十五年十月十八日実施した。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内 正明

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十五年十月三十一日

山梨県知事 横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市下三條字地藏堂九六九の三及び道の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中央市下三條百二十三番地 横内 達也 横内 千春